

(注1) 経費については、刈・除経費の区分(解説、**資金**)に、各々の区分ごとに算式に記載すること。

現行		改正後	
③ひとり親家庭等生活向上事業		③ひとり親家庭等生活向上事業	
○事業内容 生業名	都道府県・市町村名:	都道府県・市町村名:	都道府県・市町村名:
(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別枠を作成すること。	(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別枠を作成すること。	(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別枠を作成すること。	(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別枠を作成すること。
○事業内容 生業名	事業内容	事業内容	事業内容
1.ひとり親家庭等生活向上事業	1.ひとり親家庭等生活向上事業	1.ひとり親家庭等生活向上事業	1.ひとり親家庭等生活向上事業
2.「子どもの生活・学習支援事業」	2.「子どもの生活・学習支援事業」	2.「子どもの生活・学習支援事業」	2.「子どもの生活・学習支援事業」
※事業内容について(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)、(3)別添して添付すること。	※事業内容について(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)には、別添して添付すること。	※事業内容について(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)には、別添して添付すること。	※事業内容について(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)には、別添して添付すること。
○経費	経費内訳	経費内訳	経費内訳
1.ひとり親家庭等生活向上事業	1.ひとり親家庭等生活向上事業	1.ひとり親家庭等生活向上事業	1.ひとり親家庭等生活向上事業
2.「子どもの生活・学習支援事業」	2.「子どもの生活・学習支援事業」	2.「子どもの生活・学習支援事業」	2.「子どもの生活・学習支援事業」
※事業費にかかること。(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)、(3)別添して添付すること。	※事業費にかかること。(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)には、別添して添付すること。	※事業費にかかること。(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)には、別添して添付すること。	※事業費にかかること。(1)フレック、(2)事業費(書類等の記録がわかる資料がある場合)には、別添して添付すること。
○合計額	合計額	合計額	合計額
(注)経費については、対象経費の区分(雇用、賃料、旅費、会員費、設備費、技術費)ごとに積算内訳を記載すること。	(注)経費については、対象経費の区分(雇用、賃料、旅費、会員費、設備費、技術費)ごとに積算内訳を記載すること。	(注)経費については、対象経費の区分(雇用、賃料、旅費、会員費、設備費、技術費)ごとに積算内訳を記載すること。	(注)経費については、対象経費の区分(雇用、賃料、旅費、会員費、設備費、技術費)ごとに積算内訳を記載すること。

改正後		現行	
(例表3-①)			
②对于深造户支援训练费、企划部女子深造户支援训练费、企划部 ○企划部登	支给額	支給額	支給額
1. 行い支給額合計金手帳			
(1) 女子深造教育訓練合計金			
(2) 女子深造教育訓練合計金(企划部登)			
2. 女子深造教育訓練合計金手帳事務			
(1) 女子深造教育訓練合計金(企划部登)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)
(2) 女子深造教育訓練合計金(企划部登)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)
※ 小窓内容について、ベンチマーク等の比較がつかう資料が少なかった場合は、別途としてお示すことに。			
C)経費	対象経費支給額	支給額	支給額
活動区分	経費内訳	経費区分	経費内訳
1. 行い支給額合計金手帳		1. 行い支給額合計金手帳	1. 行い支給額合計金手帳
2. 女子深造教育訓練合計金手帳事務		2. 女子深造教育訓練合計金手帳事務	2. 女子深造教育訓練合計金手帳事務
合計額		合計額	合計額
③对于深造户支援训练费、企划部登	支給額	支給額	支給額
1. 行い支給額合計金手帳			
(1) 女子深造教育訓練合計金			
(2) 女子深造教育訓練合計金(企划部登)			
2. 女子深造教育訓練合計金手帳事務			
(1) 女子深造教育訓練合計金(企划部登)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)
(2) 女子深造教育訓練合計金(企划部登)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)	支給額(延滞月数)
合計額		合計額	合計額

(例表3-①)

(2)对于深造户支援训练费、企划部女子深造户支援训练费、企划部

○企划部登

支給額

(例表3-①)の各算定支給額を正確に記入するには、対象料金の区分(口座記入、補助交付金、扶助費)ごとに算定額を記入する。

改正後		現行																																	
(別表3-⑤)																																			
<p>⑤ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</p> <p>○生徒登録</p> <p>事業名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給件数等</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ひとり親) (児童)</td> <td>(ひとり親) (児童)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修了時支給件数</th> <th>合格時支給件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ひとり親) (児童)</td> <td>(ひとり親) (児童)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*事業内容について、ハシフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。</p> <p>○経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費支出し額</th> <th>基準額</th> <th>基準額</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費(区分)</td> <td>積算内訳</td> <td>積算内訳</td> <td>積算内訳</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>*事業内容について、ハシフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。</p> <p>○経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費支出し額</th> <th>基準額</th> <th>基準額</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費(区分)</td> <td>積算内訳</td> <td>積算内訳</td> <td>積算内訳</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> <td>ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。 ア 令和2年1月31日以前に講座を修了した場合 イ 令和2年1月1日以後に講座を修了した場合 ベ 個別指導型講座など 講師陣が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ハ 合格時給付金 合計金額を記載すること。</p> <p>* 内訳として、 ア 令和2年1月31日までに講座を修了した場合 1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。 ベ 令和2年1月1日以後に講座を修了した場合 1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。 講師陣が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。</p> <p>合計額</p>	支給件数等			受講者数	(ひとり親) (児童)	(ひとり親) (児童)	修了時支給件数	合格時支給件数	(ひとり親) (児童)	(ひとり親) (児童)	対象経費支出し額	基準額	基準額	基準額	経費(区分)	積算内訳	積算内訳	積算内訳	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	対象経費支出し額	基準額	基準額	基準額	経費(区分)	積算内訳	積算内訳	積算内訳	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	<p>(注)対象経費支出し額については、対象登録の区分(負担金、補助金及び交付金、扶助費)ごとに算出額を記載すること。</p> <p>(注)対象経費支出し額については、対象登録の区分(負担金、補助金及び交付金、扶助費)ごとに算出額を記載すること。</p>
支給件数等	受講者数																																		
(ひとり親) (児童)	(ひとり親) (児童)																																		
修了時支給件数	合格時支給件数																																		
(ひとり親) (児童)	(ひとり親) (児童)																																		
対象経費支出し額	基準額	基準額	基準額																																
経費(区分)	積算内訳	積算内訳	積算内訳																																
ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業																																
対象経費支出し額	基準額	基準額	基準額																																
経費(区分)	積算内訳	積算内訳	積算内訳																																
ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業	ひとり親家庭高等学校卒業修了認定試験合格支援事業																																

改正後	現行																				
<p>(4) 旦(・父)「自立支援プログラム算定期」 ○事業内容</p> <p>(別表3-⑤)</p> <p>(4) 旦(・父)「自立支援プログラム算定期」 ○事業内容</p> <p>(別表3-⑥)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給計画等</th> <th colspan="2">支給計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子父子H.V支援プログラム プログラム策定期数 うち既往2回以上もの</td><td>事業区分 母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの</td><td>母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの</td><td>事業区分 母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの</td></tr> <tr> <td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td></tr> <tr> <td>アフターケア実施件数 うち1年以内のもの</td><td>アフターケア実施件数 うち1年以内のもの</td><td>アフターケア実施件数 うち1年以内のもの</td><td>アフターケア実施件数 うち1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td></tr> </tbody> </table>	支給計画等		支給計画等		母子父子H.V支援プログラム プログラム策定期数 うち既往2回以上もの	事業区分 母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの	母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの	事業区分 母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)
支給計画等		支給計画等																			
母子父子H.V支援プログラム プログラム策定期数 うち既往2回以上もの	事業区分 母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの	母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの	事業区分 母子父子H.V支援プログラム うち既往2回以上もの																		
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)																		
アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの	アフターケア実施件数 うち1年以内のもの																		
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)																		
<p>(5)ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 ○事業内容</p> <p>(別表3-⑦)</p> <p>(5)ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 ○事業内容</p> <p>(別表3-⑧)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業区分 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上もの</th> <th colspan="2">事業区分 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業内容 月別額</td><td>事業内容 月別額</td><td>事業内容 月別額</td><td>事業内容 月別額</td></tr> <tr> <td>経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(プログラム策定期数 ※面接2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td><td>経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td><td>経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td><td>経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td></tr> <tr> <td>合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td><td>合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td><td>合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td><td>合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)対象送付支払見込額については、対象送付の区分(郵便、FAX、メール、音楽、需用費、役務費、委託料等)ごとに実質費用内訳を記載すること。 参考 委託料等</p>	事業区分 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上もの		事業区分 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上もの		事業内容 月別額	事業内容 月別額	事業内容 月別額	事業内容 月別額	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(プログラム策定期数 ※面接2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録				
事業区分 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上もの		事業区分 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上もの																			
事業内容 月別額	事業内容 月別額	事業内容 月別額	事業内容 月別額																		
経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(プログラム策定期数 ※面接2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	経費内訳 母子父子H.V支援プログラム策定期数 うち既往2回以上ものに係る ※20,000円×(アフターケア実施件数 ※1年以内のアフターケアを行うものに 限る ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録																		
合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録	合計額 ※(アフターケアによる講習会 ※会員登録																		

改後	現行																																
<p>(別表3-⑧)</p> <p>(6)離婚後親子モデル事業 ○事業内容</p> <p>□ほか</p>	<p>(別表3-⑧)</p> <p>(6)離婚後親子モデル事業 ○事業内容</p> <p>□ほか</p>																																
<p>○ほか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>返済額</th> <th>返済額</th> <th>返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済額元支払額</td> <td>返済額</td> <td>返済額</td> <td>返済額</td> </tr> <tr> <td>利子内訳</td> <td>利子内訳</td> <td>利子内訳</td> <td>利子内訳</td> </tr> <tr> <td>1,713,000円</td> <td>1,683,000円</td> <td>1,683,000円</td> <td>1,683,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計額 （主）支払額 （主）返済額元支払額については、返済額の区分（返済額、返済額、返済額、返済額）ごとに記載する。 返済額 返済額元支払額については、返済額の区分（返済額、返済額、返済額、返済額）ごとに記載する。</p> <p>□ほか</p>	支払額	返済額	返済額	返済額	返済額元支払額	返済額	返済額	返済額	利子内訳	利子内訳	利子内訳	利子内訳	1,713,000円	1,683,000円	1,683,000円	1,683,000円	<p>○ほか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>返済額</th> <th>返済額</th> <th>返済額</th> <th>返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済額元支払額</td> <td>返済額</td> <td>返済額</td> <td>返済額</td> </tr> <tr> <td>利子内訳</td> <td>利子内訳</td> <td>利子内訳</td> <td>利子内訳</td> </tr> <tr> <td>1,713,000円</td> <td>1,683,000円</td> <td>1,683,000円</td> <td>1,683,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計額 （主）返済額元支払額については、返済額の区分（返済額、返済額、返済額、返済額）ごとに記載する。 返済額 返済額元支払額については、返済額の区分（返済額、返済額、返済額、返済額）ごとに記載する。</p> <p>□ほか</p>	返済額	返済額	返済額	返済額	返済額元支払額	返済額	返済額	返済額	利子内訳	利子内訳	利子内訳	利子内訳	1,713,000円	1,683,000円	1,683,000円	1,683,000円
支払額	返済額	返済額	返済額																														
返済額元支払額	返済額	返済額	返済額																														
利子内訳	利子内訳	利子内訳	利子内訳																														
1,713,000円	1,683,000円	1,683,000円	1,683,000円																														
返済額	返済額	返済額	返済額																														
返済額元支払額	返済額	返済額	返済額																														
利子内訳	利子内訳	利子内訳	利子内訳																														
1,713,000円	1,683,000円	1,683,000円	1,683,000円																														

新	旧
<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 各 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)により母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成26年10月1日より適用し、平成15年6月18日雇児発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。</p> <p>都道府県知事においては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>雇児発0930第14号 平成26年9月30日 一部改正 雇児発0401第29号 平成28年4月1日 <u>一部改正 子養※※第※号 令和※年※月※日</u></p> <p>雇児発0930第14号 平成26年9月30日 一部改正 雇児発0401第29号 平成28年4月1日 <u>一部改正 子養※※第※号 令和※年※月※日</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)により母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が改正され、「母子・父子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成26年10月1日より適用し、平成15年6月18日雇児発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。</p> <p>都道府県知事においては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
(別紙)	(別紙)
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 職務の範囲等	第2 職務の範囲等
1 母子・父子自立支援員は、原則として社会福祉法第15条第1項各号に掲げる所員以外の職員として、福祉事務所に置かれ、又は駐在する職員とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条の規定により福祉事務所が行う同条第2号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導等に協力するものとする。	1 母子・父子自立支援員は、原則として社会福祉法第15条第1項各号に掲げる所員以外の職員として、福祉事務所に置かれ、又は駐在する職員とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条の規定により福祉事務所が行う同条第2号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導等に協力するものとする。
2 母子・父子自立支援員の担当区域は、原則として福祉事務所の管轄区域とする。	2 母子・父子自立支援員の担当区域は、原則として福祉事務所の管轄区域とする。
(削除)	3 非常勤の母子・父子自立支援員は特別職とする。
第3～4 (略)	第3～4 (略)
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携
母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、婦人相談員、学校関係者、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。	母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、学校関係者、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。
第6 (略)	第6 (略)

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成27年厚生労働省告示第417号）新旧対照表（案）

改正後	改正前
はじめに 目次	はじめに 目次
第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項	第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項	第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項	第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項
はじめに 1. 方針のねらい、 (1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性	はじめに 第1 母子家庭及び父子家庭施策の必要性 (1) 母子家庭及び父子家庭が増加している我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭が123.2万世帯及び父子家庭が18.7万世帯と依然として多くの母子家庭及び父子家庭が存在している。現実の母子家庭及び父子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなつた直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。
	母子家庭の母の場合、就業経験が少なかつたり、結婚、出産

等により就業が中止したりしていたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難なことは困難が伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都心部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%、その平均年間就労収入は125万円となり、依然としてパート・アルバイト等の平均年間就労収入が低い形態で就労する者の割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やすと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等により良い就業をして、経済的に自立できることが、日本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成27年において398万円となっている。その一方で、パート・

等により就業が中止したりしていたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難なことが伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都心部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%、その平均年間就労収入は125万円となり、依然としてパート・アルバイト等の平均年間就労収入が低い形態で就労する者の割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やすと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等により良い就業をして、経済的に自立できることが、日本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成22年で360万円となっている。その一方で、パート・

アルバイト等の形態で就労する者が6.4%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成27年において190万円と低い水準となっていることから、こうした家庭に対する就業の支援が必要である。また、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

このような母子家庭及び父子家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成28年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成27年で50.8%（平成24年54.6%）となり、平成27年の国際比較では、OECD諸国の中でも高くなっている（OECD（2015）Family database “Child poverty”）。こうした状況にあって、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策として、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。このため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある。さらに、生まれた地域によつて子どもの将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

パート等の形態で就労する者が8.0%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成22年で175万円と低い水準となることがある。また、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

このような母子家庭及び父子家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成24年で54.6%（平成21年50.8%）となり、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高くなっている（OECD（2014）Family database “Child poverty”）。こうした状況にあって、子どもの将来がそのまま育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることのないよう、必要な対策は極めて重要である。このため、子どもの貧困対策は極めて重要な法律（平成25年法律第64号）及び子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある。さらに、生まれた地域によつて子どもの将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護し、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくとともに、国、都道府県及び市町村は、子どもの福祉の観点から、離婚協議段階から、離婚後の養育費や面会交流に関する取決めの必要性について、積極的に周知・啓発を行うとともに、更なる養育費の履行確保や面会交流の実施を推向けて取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や、親子の健康新態の変化、進学の悩み等、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要である。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行う等、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用する等、きめ細かな配慮

4

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくとともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要である。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮

をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

特に、日頃から行政との関わりを持つ機会を持ちづらい家庭については、都道府県及び市町村が、母子・父子福祉団体等地域で子育て支援の活動をする民間団体と連携し、個々の家庭に必要な支援を的確に把握するとともに、継続した支援を行うことができるよう、個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施することが重要である。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する国の方針

我が国における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり60年以上の歴史を持つており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の変化に応じた見直しが行われてきた。

平成14年には母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭及び父子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、

配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

特に、日頃から行政との関わりを持つ機会を持ちづらい家庭については、都道府県及び市町村が、母子・父子福祉団体等地域で子育て支援の活動をする民間団体と連携し、個々の家庭に必要な支援を的確に把握するとともに、継続した支援を行なうことができるよう、個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施することが重要である。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する国の方針

我が国における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり60年以上の歴史を持つており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の変化に応じた見直しが行われてきた。

平成14年には母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭及び父子家庭となりた直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、

児童扶養手当等各種母子家庭及び父子家庭の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとした。

平成 22 年には母子家庭及び父子家庭に対する自立をするため、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになった。

平成 24 年には、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。）が成立した。

平成 26 年には、母子家庭の母及び父子家庭の父が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。）並びに市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）によ

児童扶養手当等各種母子家庭及び父子家庭の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとした。

次に、平成 22 年には母子家庭及び父子家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになつた。

また、平成 24 年には、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかつたこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。）が成立した。

さらに、平成 26 年には、母子家庭の母及び父子家庭の父が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。）並びに市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）によ

る母子家庭及び父子家庭への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備等の母子家庭及び父子家庭に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止する等、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設等、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられたことなどを。

平成27年には、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（すくすくサポート・プロジェクト）」が策定され、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援等の総合的な取組を充実することとし、①地方自治体窓口のワンストップ化の推進、②子どもの居場所づくりや学習支援の充実、③親の資格取得の支援の充実、④児童扶養手当の機能の充実を図ることとなつた。

当該プロジェクトを踏まえ、平成28年に児童扶養手当が改正され、第2子以降の加算額が倍増された。また、平成30年度には児童扶養手当の全部支給に係る所得制限度額の引き上げ、令和元年からは児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回から年6回、令和元年11月分より適用）等、支援施策の充実が図られている。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施

7

による母子家庭及び父子家庭への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備など母子家庭及び父子家庭に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられたこととなつた。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施

策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関する厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査（平成28年11月1日現在）」（平成23年は「全国母子世帯等調査（平成23年11月1日現在）」）、寡婦に関する厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の調査（令和元年8月1日現在。平成26年は雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査（平成26年8月1日現在）。）による。

1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となつたが、平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」と、過去最高

策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関する厚生労働省の「全国母子世帯等調査（平成23年11月1日現在）」上、寡婦については厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査（平成26年8月1日現在）による。

1. 離婚件数の推移等
離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となつたが、平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」と、過去最高

<p>となつた。平成 15 年からは再び減少傾向となり、<u>平成 30 年の離婚件数は、208,333 件（うち未成年の子どもがいる離婚件数 120,497 件）</u>（厚生労働省「人口動態統計」）となつてゐる。</p> <p>2. 世帯数等の推移</p> <p>(1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、<u>平成 27 年で 754,724 世帯</u>となり、<u>平成 22 年の 755,972 世帯</u>と比べ<u>0.2%</u>減少している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、<u>平成 27 年で 84,003 世帯</u>となり、<u>平成 22 年の 88,689 世帯</u>と比べ<u>5.3%</u>減少している。両世帯数の合計は、<u>平成 27 年で 838,727 世帯</u>となり、<u>平成 22 年の 844,661 世帯</u>と比べ<u>0.7%</u>減少している。</p> <p>(2) 母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になつた理由別の構成割合は、<u>死別世帯が 8.0%</u>（<u>平成 23 年 7.5%</u>）と<u>増加する一方、生別世帯が 91.1%</u>（<u>平成 23 年 92.5%</u>）と<u>減少している。また、未婚の母の割合は 8.7%</u>（<u>平成 23 年 7.8%</u>）と<u>増加している。父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になつた理由別の構成割合は、死別世帯が 19.0%</u>（<u>平成 23 年 16.8%</u>）と<u>増加する一方、生別世帯が 80.0%</u>（<u>平成 23 年 83.2%</u>）と<u>減少している。また、未婚の父の割合は 0.5%</u>（<u>平成 23 年 1.2%</u>）となつてゐる。</p> <p>(3) 寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが <u>66.9%</u>（<u>平成 26 年 60.8%</u>）となつて</p>	<p>となつた。平成 15 年からは再び減少傾向となり、<u>平成 25 年の離婚件数は、231,383 件</u>（厚生労働省「人口動態統計」）となつてゐる。</p> <p>2. 世帯数等の推移</p> <p>(1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、<u>平成 22 年で 755,972 世帯</u>となり、<u>平成 17 年の 749,048 世帯</u>と比べ<u>0.9%</u>増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、<u>平成 22 年で 88,689 世帯</u>となり、<u>平成 17 年の 92,285 世帯</u>と比べ<u>3.9%</u>減少している。両世帯数の合計は、<u>平成 22 年で 844,661 世帯</u>となつており、<u>平成 17 年の 841,333 世帯</u>と比べ<u>0.4%</u>増加している。</p> <p>(2) 母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になつた理由別の構成割合は、<u>死別世帯が 7.5%</u>（<u>平成 18 年 9.7%</u>）と<u>減少する一方、生別世帯が 92.5%</u>（<u>平成 18 年 89.6%</u>）と<u>増加している。また、未婚の母の割合は 7.8%</u>（<u>平成 18 年 6.7%</u>）と増加している。父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になつた理由別の構成割合は、死別世帯が <u>16.8%</u>（<u>平成 18 年 22.1%</u>）と<u>減少する一方、生別世帯が 83.2%</u>（<u>平成 18 年 77.4%</u>）と<u>増加している。また、未婚の父の割合は 1.2%</u>となつてゐる。</p> <p>(3) 寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが <u>60.8%</u>（<u>平成 15 年度「全国母子世帯</u></p>
---	--

<p>(4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成27年度末は1,037,645世帯、平成28年度末は1,006,332世帯、平成29年度末には973,188世帯、平成30年度末は940,696世帯などとなり（「厚生労働省福祉行政報告例（平成30年度末の人数は概数値）」）、平成24年度末を境に減少に転じている。</p> <p>3. 年齢階級別状況等</p> <p>(1) 母子世帯となつた時の母の平均年齢は33.8歳（平成23年33.0歳）で、そのときの末子の平均年齢は4.4歳（平成23年4.7歳）となっている。</p> <p>母子世帯の母の平均年齢は41.1歳（平成23年39.7歳）で、末子の平均年齢は11.3歳（平成23年10.7歳）となつており、母子とも平均年齢が上がっている。</p> <p>(2) 父子世帯になつた時の父の平均年齢は39.3歳（平成23年38.5歳）で、そのときの末子の平均年齢は6.5歳（平成23年6.2歳）となっている。</p> <p>父子世帯の父の平均年齢は45.2歳（平成23年44.7歳）で、末子の平均年齢は12.8歳（平成23年12.3歳）となつており、父子とも平均年齢が上がっている。</p> <p>(3) 婦婦の平均年齢は56.6歳（平成26年57.1歳）で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が35.4%（平成26年40.3%）で最も多くなっている。</p>	<p>おり、生別の割合が増加している。</p> <p>(4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成22年度末は1,055,181世帯、平成23年度末は1,070,211世帯、平成24年度末には1,083,317世帯、平成25年度末は1,073,790世帯となつており（「厚生労働省福祉行政報告例」）、增加傾向にあつたが、平成25年度末には減少に転じている。</p> <p>3. 年齢階級別状況等</p> <p>(1) 母子世帯となつた時の母の平均年齢は33.0歳（平成18年33.9歳）で、そのときの末子の平均年齢は4.7歳（平成18年5.2歳）となっている。</p> <p>母子世帯の母の平均年齢は39.7歳（平成18年39.4歳）で、末子の平均年齢は10.7歳（平成18年10.5歳）となつており、母子とも平均年齢が上がっている。</p> <p>(2) 父子世帯になつた時の父の平均年齢は38.5歳（平成18年37.4歳）で、そのときの末子の平均年齢は6.2歳（平成18年6.2歳）となっている。</p> <p>父子世帯の父の平均年齢は44.7歳（平成18年43.1歳）で、末子の平均年齢は12.3歳（平成18年11.5歳）となつており、父子とも平均年齢が上がっている。</p> <p>(3) 婦婦の平均年齢は57.1歳（平成15年度「全国母子世帯等調査」56.5歳）で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が40.3%で最も多くなっている。</p>
---	---

4. 住居の状況
- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で35.0%（平成23年29.8%）、

10

<p>死別世帯が<u>58.8%</u>（平成23年<u>61.8%</u>）、生別世帯が<u>32.9%</u>（平成23年<u>27.2%</u>）となつており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、賃貸住宅<u>33.1%</u>（平成23年<u>32.6%</u>）、公営住宅<u>13.1%</u>（平成23年<u>18.1%</u>）、同居<u>13.2%</u>（平成23年<u>11.0%</u>）等となっている。</p> <p>(2) 父子世帯の持ち家率は、<u>68.1%</u>（平成23年<u>66.8%</u>）となつていて。持ち家以外については、賃貸住宅<u>11.4%</u>（平成23年<u>15.2%</u>）、公営住宅<u>7.4%</u>（平成23年<u>4.8%</u>）、同居<u>10.4%</u>（平成23年<u>7.8%</u>）等となつていて。</p> <p>(3) 寡婦の持ち家率は、<u>64.1%</u>（平成26年<u>64.5%</u>）となつていて。持ち家以外については、賃貸住宅<u>15.9%</u>（平成26年<u>11.8%</u>）、公営住宅<u>14.2%</u>（平成26年<u>14.9%</u>）、同居<u>3.2%</u>（平成26年<u>5.6%</u>）等となつていて。</p>	<p>死別世帯が<u>61.8%</u>（平成18年<u>64.0%</u>）、生別世帯が<u>27.2%</u>（平成18年<u>31.7%</u>）となつており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家<u>32.6%</u>（平成18年<u>30.4%</u>）、公営住宅<u>18.1%</u>（平成18年<u>15.0%</u>）、同居<u>11.0%</u>（平成18年<u>7.9%</u>）等となつていて。</p> <p>(2) 父子世帯の持ち家率は、<u>66.8%</u>（平成18年<u>58.3%</u>）となつていて。持ち家以外については、借家<u>15.2%</u>（平成18年<u>11.1%</u>）、公営住宅<u>4.8%</u>（平成18年<u>6.5%</u>）、同居<u>7.8%</u>（平成18年<u>18.1%</u>）等となつていて。</p> <p>(3) 寡婦の持ち家率は、<u>64.5%</u>（平成15年度「全国母子世帯等調査」<u>60.9%</u>）となつていて。持ち家以外については、公営住宅<u>14.9%</u>（平成15年度「全国母子世帯等調査」<u>12.3%</u>）、借家<u>11.8%</u>（平成15年度「全国母子世帯等調査」<u>16.4%</u>）、同居<u>5.6%</u>（平成15年度「全国母子世帯等調査」<u>4.1%</u>）等となつていて。</p>
<h2>5. 就業状況</h2> <p>(1) 母子世帯の母については、<u>81.8%</u>（平成23年<u>80.6%</u>）が就業しており、就業している者のうち正規の職員・従業員が<u>44.2%</u>（平成23年<u>39.4%</u>）、パート・アルバイト等が<u>43.8%</u>（平成23年<u>47.4%</u>）等となつていて。母子世帯になる前に就業していた者の割合は<u>75.8%</u>（平成23年<u>73.7%</u>）（うち正規の職員・従業員<u>32.1%</u>（平成23年<u>29.5%</u>）、パート・アルバイト等<u>54.7%</u>（平成23年<u>52.9%</u>））であり、母子世帯になる前に就業していない母のうち、<u>68.2%</u>（平成23年<u>18年臨時・パート48.9%</u>）であり、母子世帯になる前に就</p>	<h2>5. 就業状況</h2> <p>(1) 母子世帯の母については、<u>80.6%</u>（平成18年<u>84.5%</u>）が就業しており、就業している者のうち正規の職員・従業員が<u>39.4%</u>（平成18年常用雇用者<u>42.5%</u>）、パート・アルバイト等が<u>47.4%</u>（平成18年臨時・パート<u>43.6%</u>）等となつていて。母子世帯になる前に就業していた者の割合は<u>73.7%</u>（平成18年<u>69.3%</u>）（うち正規の職員・従業員<u>29.5%</u>（平成18年常用雇用者<u>28.7%</u>）、パート・アルバイト等<u>52.9%</u>（平成18年<u>48.9%</u>））であり、母子世帯になる前に就</p>

<p><u>69.1%</u> が現在就業している（正規の職員・従業員 <u>40.9%</u>（平成 23 年 <u>31.1%</u>）、パート・アルバイト等 <u>49.4%</u>（平成 23 年 <u>57.4%</u>））。現在從事している仕事の内容は、事務が <u>23.5%</u>（平成 23 年 <u>21.8%</u>）、サービス職業が <u>22.3%</u>（平成 23 年 <u>23.0%</u>）となっている。勤務先事業所の規模は、<u>1,000 人以上</u> 又は官公庁のものが最も多いが、300 人未満の規模まで全体の約 6 割となっている。</p> <p>また、母子世帯の母で資格を有している割合は、<u>61.2%</u>（平成 23 年 <u>55.7%</u>）と増加しており、「資格が現在の仕事に役立つている」と回答した者の割合も <u>60.7%</u>（平成 18 年 <u>76.6%</u>）と減少している。</p> <p>さらに、現在就業している者のうち、<u>30.4%</u>（平成 23 年 <u>31.9%</u>）が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくないう」が <u>48.1%</u>（平成 23 年 <u>52.6%</u>）と約半分を占めている。</p> <p>(2) 父子世帯の父については、父子世帯になる前に就業していた者の割合が <u>95.8%</u>（平成 23 年 <u>95.7%</u>）（うち正規の職員・従業員 <u>71.9%</u>（平成 23 年 <u>73.6%</u>）、自営業 <u>16.2%</u>（平成 23 年 <u>14.9%</u>）、パート・アルバイト等 <u>4.6%</u>（平成 23 年 <u>4.5%</u>））とほとんどが就業しており、その後も <u>85.4%</u>（平成 23 年 <u>91.3%</u>）と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が <u>67.2%</u>（平成 18 年常用雇用者 <u>72.2%</u>）、自営業が <u>15.6%</u>（平成 18 年事業主 <u>16.5%</u>）、パート・アルバイト等が <u>8.0%</u>（平成 18 年臨時・パート <u>3.6%</u>）等となっている。</p>

12

現在従事している仕事の内容は、専門的・技術的職業が
20.5% (平成 23 年 22.1%)、サービス職業が 11.0% (平成 23
年 10.7%)、管理的職業 9.8% (平成 23 年 7.0%) となつてい
る。勤務先事業所の規模は、1 人から 5 人が最も多く、300 人
未満の規模まで全体の約 7 割となつている。

また、父子世帯の父で資格を有している割合は、57.8% で、
「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合は
74.2% となつている。

さらに、現在就業している者のうち、20.2% (平成 23 年
24.2%) が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」
が 51.4% (平成 23 年 47.6%) と約半分を占めている。
(3) 紣婦については、90.5% (平成 26 年 86.7%) が就業してお
り、就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業
員が 43.1% (平成 26 年 34.1%)、パート・アルバイト等が
42.7% (平成 26 年 35.7%) 等となつている。

6. 収入状況
- (1) 母子世帯の母自身の平成 27 年の平均年間収入金額（就労収
入、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく給付、児
童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。）は 243
万円 (平成 22 年 223 万円)、母自身の平均年間就労収入金額
は 200 万円 (平成 22 年 181 万円)、世帯の平均年間収入金額
(平均世帯人員 3.31 人) は、348 万円 (平成 22 年 291 万円)
は、291 万円となつている。

また、現在就業している者のうち、24.2% (平成 18 年
21.6%) が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」
が 47.6% と約半分を占めている。

(3) 索婦については、86.7% (平成 15 年度「全国母子世帯等調
査」68.1%) が就業しており、就業している者を雇用形態別に
見ると、正規の職員・従業員が 34.1% (平成 15 年度「全国母
子世帯等調査」常用雇用者 35.9%)、パート・アルバイト等
が 35.7% (平成 15 年度「全国母子世帯等調査」臨時・バー
ト 40.0%) 等となつている。

6. 収入状況

(1) 母子世帯の母自身の平成 22 年の平均年間収入金額（就労収
入、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく給付、児
童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。）は 223
万円、母自身の平均年間就労収入金額は 181 万円 (平成 17 年
171 万円)、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員 3.42 人）
は、291 万円となつている。

となつてゐる。

- (2) 父子世帯の父自身の平成27年の平均年間収入金額は420万円（平成22年380万円）、父自身の平均年間就労収入金額は398万円（平成22年360万円）、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.70人）は、573万円（平成22年455万円）となつてゐる。

- (3) 母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校117万円（平成22年129万円）、高校171万円（平成22年169万円）、高等専門学校254万円（平成22年99万円）、短大205万円（平成22年186万円）、大学・大学院303万円（平成22年297万円）、専修学校・各種学校257万円（平成22年201万円）となつてゐる。

- (4) 父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校237万円（平成22年233万円）、高校357万円（平成22年356万円）、高等専門学校449万円（平成22年276万円）、短大205万円（平成22年302万円）、大学・大学院506万円（平成22年555万円）、専修学校・各種学校379万円（平成22年324万円）となつてゐる。

7. 学歴の状況

- (1) 母子世帯の母の最終学歴は、中学校11.5%（平成23年13.3%）、高校44.8%（平成23年48.0%）、高等専門学校4.9%（平成23年4.2%）、短大14.2%（平成23年12.1%）、大学・大学院9.1%（平成23年6.9%）、専修学校・各種学校14.7%（平成23年14.0%）となつてゐる。

7. 学歴の状況

- (1) 母子世帯の母の最終学歴は、中学校13.5%、高校48.0%、高等専門学校4.2%、短大12.1%、大学・大学院6.9%、専修学校・各種学校14.0%となつてゐる。

<p>(2) 父子世帯の父の最終学歴は、中学校 <u>13.2%</u> (平成 23 年 <u>15.4%</u>)、高校 <u>48.8%</u> (平成 23 年 <u>51.6%</u>)、高等専門学校 <u>3.6%</u> (平成 23 年 <u>4.6%</u>)、短大 <u>1.8%</u> (平成 23 年 <u>2.0%</u>)、大学・大学院 <u>19.4%</u> (平成 23 年 <u>15.6%</u>)、専修学校・各種学校 <u>12.1%</u> (平成 23 年 <u>9.5%</u>) となっている。</p>	<p>(2) 父子世帯の父の最終学歴は、中学校 <u>15.4%</u>、高校 <u>51.6%</u>、高等専門学校 <u>4.6%</u>、短大 <u>2.0%</u>、大学・大学院 <u>15.6%</u>、専修学校・各種学校 <u>9.5%</u> となっている。</p>
<p>8. 相対的貧困率</p>	<p>8. 相対的貧困率</p>
<p>厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成 27 年で <u>50.8%</u> (平成 24 年 <u>54.6%</u>) となっており、平成 27 年の国際比較では、OECD 諸国の中でも高い（OECD (2014) Family database “Child poverty”）。</p>	<p>厚生労働省の「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成 24 年で <u>54.6%</u> (平成 21 年 <u>50.8%</u>) となつており、平成 22 年の国際比較では、OECD 諸国の中でも高い（OECD (2014) Family database “Child poverty”）。</p>
<p>9. 養育費の取得状況</p>	<p>9. 養育費の取得状況</p>
<p>(1) 離婚母子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、<u>42.9%</u> (平成 23 年 <u>37.7%</u>) となつてている。養育費の取決めしていない理由としては、「相手と関わりたくない」が <u>31.4%</u> (平成 23 年 <u>23.1%</u>) と最も多く、次いで「相手に支払う能力がない」と思つた」が <u>20.8%</u>、「相手に支払う意思がない」と思つた」が <u>17.8%</u> となつている。</p>	<p>(1) 離婚母子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、<u>37.7%</u> (平成 18 年 <u>38.8%</u>) となつてている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がない」と思つた」が <u>48.6%</u> (平成 18 年 <u>47.0%</u>) と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が <u>23.1%</u> (平成 18 年 <u>23.7%</u>)、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかつた」が <u>8.0%</u> (平成 18 年 <u>9.5%</u>) となつてている。</p>
<p>また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が <u>24.3%</u> (平成 23 年 <u>19.7%</u>)、受けたことがある者が <u>15.5%</u> (平成 23 年 <u>15.8%</u>)、受けたことがない者が <u>56.0%</u> (平成 23 年 <u>60.7%</u>) となつてている。</p>	<p>また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が <u>19.7%</u> (平成 18 年 <u>19.0%</u>)、受けたことがある者が <u>15.8%</u> (平成 18 年 <u>16.0%</u>)、受けたことがない者が <u>60.7%</u> (平成 18 年 <u>59.1%</u>) となつてている。</p>

<p>養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額<u>43,707円</u>(平成23年<u>43,482円</u>)となっている。</p> <p>離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の<u>51.2%</u>(平成18年<u>54.4%</u>)であるが、そのうち相談相手は、親族が<u>43.9%</u>(平成18年<u>45.9%</u>)で最も多く、次いで家庭裁判所<u>24.4%</u>(平成18年<u>25.5%</u>)、弁護士<u>12.4%</u>(平成18年<u>14.1%</u>)、知人・隣人<u>8.8%</u>(平成18年<u>7.1%</u>)等となっている。</p> <p>(2) 離婚父子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、<u>17.5%</u>(平成18年<u>15.5%</u>)となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がない」と思った」が<u>34.8%</u>(平成18年<u>30.6%</u>)と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が<u>21.5%</u>(平成18年<u>32.2%</u>)、「相手と関わりたくない」が<u>17.0%</u>(平成18年<u>18.2%</u>)となっている。</p> <p>また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が<u>4.1%</u>(平成18年<u>2.0%</u>)、受けたことがある者が<u>2.9%</u>(平成18年<u>2.0%</u>)、受けたことがない者が<u>89.7%</u>(平成18年<u>88.5%</u>)となっている。</p> <p>養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額<u>32,238円</u>(平成18年<u>22,500円</u>)となっている。</p> <p>離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相</p>	<p>16</p>
--	-----------

<p>養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額<u>43,482円</u>(平成18年<u>42,008円</u>)となっている。</p> <p>離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の<u>54.4%</u>(平成18年<u>54.4%</u>)であるが、そのうち相談相手は、親族が<u>43.9%</u>(平成18年<u>45.9%</u>)で最も多く、次いで家庭裁判所<u>24.4%</u>(平成18年<u>25.5%</u>)、弁護士<u>12.4%</u>(平成18年<u>14.1%</u>)、知人・隣人<u>8.8%</u>(平成18年<u>7.1%</u>)等となっている。</p> <p>(2) 離婚父子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、<u>17.5%</u>(平成18年<u>15.5%</u>)となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がない」と思った」が<u>34.8%</u>(平成18年<u>30.6%</u>)と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が<u>21.5%</u>(平成18年<u>32.2%</u>)、「相手と関わりたくない」が<u>17.0%</u>(平成18年<u>18.2%</u>)となっている。</p> <p>また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が<u>4.1%</u>(平成18年<u>2.0%</u>)、受けたことがある者が<u>2.9%</u>(平成18年<u>2.0%</u>)、受けたことがない者が<u>89.7%</u>(平成18年<u>88.5%</u>)となっている。</p> <p>養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額<u>32,238円</u>(平成18年<u>22,500円</u>)となっている。</p> <p>離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相</p>
--

<p>談をした者は、全体の<u>31.2%</u>（平成23年27.8%）であるが、そのうち相談相手は、親族が<u>53.1%</u>（平成23年44.8%）で最も多く、次いで弁護士が<u>18.8%</u>（平成23年11.2%）、家庭裁判所<u>16.7%</u>（平成23年22.4%）、知人・隣人<u>7.3%</u>（平成23年11.2%）等となっている。</p>	<p>10. 面会交流の実施状況</p> <p>(1) 離婚母子世帯のうち、面会交流の<u>取決めををしている世帯は24.1%</u>（平成23年23.4%）となっている。面会交流の取決めをしていない理由としては、「相手と開わり合いたくない」が<u>25.0%</u>と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流できる」が<u>18.9%</u>、「相手が面会交流を希望しない」が<u>13.6%</u>となっている。</p> <p>また、現在も面会交流を行っている世帯は<u>29.8%</u>（平成23年27.7%）、行つたことがある世帯が<u>19.1%</u>（平成23年17.6%）、行つたことがない世帯が<u>46.3%</u>（平成23年50.8%）となっている。</p> <p>面会交流の実施頻度は、「月1回以上2回未満」が最も多く<u>23.1%</u>（平成23年23.4%）となっている。</p> <p>離婚の際又はその後、面会交流の関係で誰かに相談した者は、全体の<u>34.7%</u>であるが、そのうち相談相手は、親族が<u>50.8%</u>で最も多く、次いで家庭裁判所が<u>18.1%</u>、弁護士<u>14.1%</u>、知人・隣人<u>10.0%</u>等となっている。</p> <p>(2) 離婚父子世帯のうち、面会交流の<u>取決めをしている世帯は27.3%</u>（平成23年16.3%）となっている。面会交流の取決め</p>
---	--

<p>談をした者は、全体の<u>27.8%</u>（平成18年38.5%）であるが、そのうち相談相手は、親族が<u>44.8%</u>（平成18年56.1%）で最も多く、次いで家庭裁判所<u>22.4%</u>（平成18年19.3%）、弁護士<u>11.2%</u>（平成18年8.8%）、知人・隣人<u>11.2%</u>（平成18年3.5%）等となっている。</p>	<p>10. 面会交流の実施状況</p> <p>(1) 離婚母子世帯のうち、面会交流の<u>取り決めをしている世帯は23.4%</u>、現在も面会交流を行っている世帯は<u>27.7%</u>となっている。</p>
---	---